

◎新潟県告示第1142号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局湯沢砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年10月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和3年10月4日から令和3年12月6日まで
- 3 作業地域 魚沼市大字下折立 地内
南魚沼郡湯沢町大字三国 地内
南魚沼郡湯沢町大字土樽 地内